

第18回入善町農業委員会議事録

平成31年1月8日午後3時30分から第18回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第62号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第63号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第65号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。我々の任期も来年の7月までと迫ってきました。そもそも農業委員会は、優良農地を守り、農地の有効活用や担い手の育成等の活動を行い、地域に根ざした活動を進めていくということとなっております。来年の7月までというのは、長いようで短い期間ではありますが、何か形に残せるような活動を行っていただければと思っております。

それでは、本日もよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第18回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番中島委員と4番高澤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番と2番は譲受人が同一であるため、合わせて報告します。

申請番号1番、農地の所在地は青木〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は20㎡で、譲渡人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さんです。

申請番号2番、農地の所在地は青木〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は166㎡で、譲渡人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人は入善町青木新〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、仲間田である青木〇〇番を譲受人が所有しており、該当農地の所有権を移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で7分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年160日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,542㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、城崎委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は青木〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,487㎡です。

譲渡人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が仲間田の一部として耕作しておりましたが、所有権を移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で10分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が35年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、12,064㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は笹原〇〇番、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は62㎡です。

譲渡人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の居住地である笹原〇〇番地の隣接地であり、除草等の管理をするため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、当該農地は隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が45年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年160日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,892㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

城崎委員

申請番号1番と2番は、仲間田であり畦もないため、問題ありません。

高澤委員

申請番号3番は、事務局の説明のとおりであり、現地確認も行いましたが問題はなかったため、確認印を押しました。

島瀬委員

申請番号4番の譲受人は、もともとこの畑の担い手であるため問題はないと判断します。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町上野八幡〇〇番外2筆の計3筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は485㎡です。譲渡人は入善町道市〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人は、申請地の東側に位置するアパートを経営しています。今回の申請地である上野八幡〇〇番〇〇及び〇〇番〇〇は、平成10年11月2日に転用許可を受け、所有者から賃借して一部アパートの駐車場として利用しています。この2筆について、駐車場造成工事を行った際に、土地の境界が不明確であったため、転用許可を受けていない隣接地の〇〇番も誤って一部造成を行い、現在も駐車場の一部として利用しているため、今回は始末書をつけての転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法上の用途地域内にある農地であることから、第3種農地であると判断します。

第3種農地の転用であることから、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)による、「第3種農地は許可することができる」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりであり、用途地域内にある農地であるため、問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第64号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第64号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成31年1月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規2件、再設定7件、合計9件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区 1件、2筆、2,250㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区 1件、3筆、6,502㎡

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、2件、5筆、8,752㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区 1件、1筆、891㎡

青木地区 2件、2筆、1,955㎡

飯野地区 1件、1筆、4,417㎡

小摺戸地区 3件、5筆、9,513㎡

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、7件、9筆、16,776㎡です。

新規、再設定合わせて、9件、14筆、25,528㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 64 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 65 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 65 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 31 年 1 月 8 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 度の受付であり、今回は平成 30 年 12 月 17 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が 2 件あります。

受付番号 1 番。除外願出者は入善町青島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんです。除外対象地は、入善地区青島〇〇番、地目は田、面積は 415 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子供の成長に伴い一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

借受人は、現在、既存地にて両親と夫そして子供 2 人の計 6 人で生活していますが、子供の成長に伴い、父より申請地を借り受けて実家近くに自己の住宅を新築する計画です。

申請面積は 415 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、来客用駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であります。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、

農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約24.5ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は415㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて24.5ヘクタールを維持する（農業経営面積0.2%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が415㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さん外4名、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長 笹島春人です。除外対象地は、飯野地区上飯野〇〇番外7筆、地目はともに田、合計面積は15,049㎡で、除外後の用途は工場立地用地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、町内企業が、経営規模拡大により新たに工場を建設するため、工場立地用地の確保が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

事業者である〇〇は、主に、真空機器や電子機器部品などを設計、製造販売している企業です。事業拡大及び今年度から本格的に「音響関連機器事業」にも展開するなど、経営規模拡大にともない顧客からの受注生産要請に対応するために新工場の建設が必要となりました。

申請面積は15,049㎡ですが、8号線沿いにあります除外済の田及び宅地の部分も含めて合計面積17,518㎡を利用見込みであり、顧客からのニーズに対応するため、クリーンルームを完備した新工場や社員及び業者駐車場、敷地からの雨水が周囲の水路に一度に流れ込まないようにするための雨水調整池などとして利用するための必要最小限の面積です。

新工場は、効率的な生産体制を図るため、既存の工場と近接的に整備する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の工場敷地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率

化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地の一部は、担い手（所有等農地面積約50.8ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は11,636㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて49.6ヘクタールを維持する（農業経営面積2.3%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

残りの申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は敷地内の南西側に調整池を設置し、水田時の排水量以下となるよう調整した上で、南側の農業用排水路に排水することとしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外2件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

受付番号2番ですが、全ての耕作者の同意は得られているのでしょうか。

事務局

全て同意済みであり、隣接耕作者においても同意はもらっています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第65号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

2月に認定農業者との意見交換会を行う予定であります。その日程を次回の農業委員会にて決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これをもちまして第18回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、2月8日 金曜日、午後1時30分から行います。よろしく願いいたします。

（閉会 午後4時10分）